

# 農地に簡易な農地改良（盛土・切土等） 工事をする場合には届出が必要になります

田畑等を耕作しやすいようにするために農地に盛土・切土をするなど農地の現状を変更する場合には、農地転用の許可は要りませんが、最近、そのまま残土を積上げ資材置場や駐車場に転換されるといった、いわゆる無断転用と思われる事例が見受けられます。

一関市農業委員会では、無断転用を防止する観点から、盛土等の目的を明確にするため、農地の現状を変更する場合は、農地現状変更届出書を提出していただくこととしました。

※ 客土及び暗渠排水工事を行う場合は、届出の必要はございません。

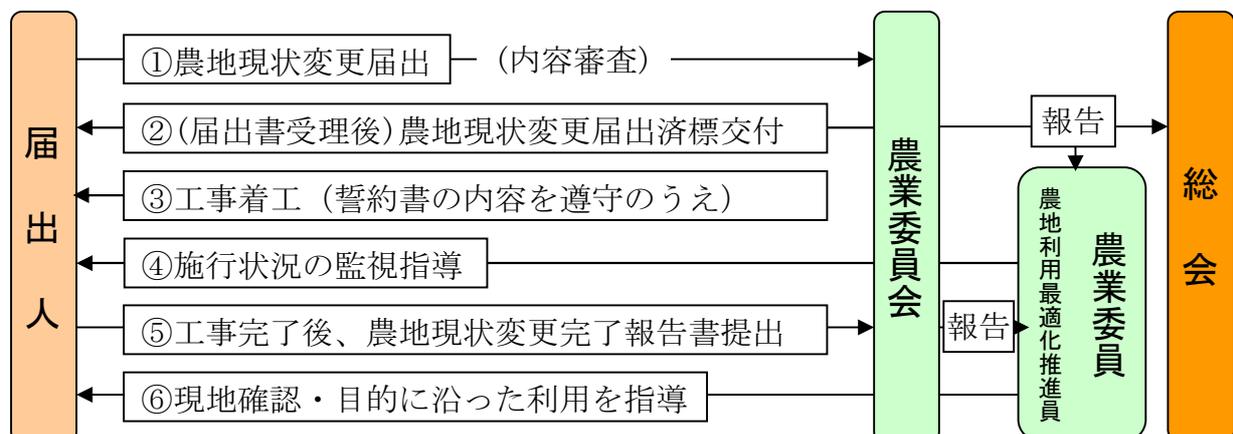
## 届出には、次の書類を用意してください（HP からダウンロードできます）

農地現状変更届出書【農業委員会・各支所産業建設課に用意しております】

- 添付書類
- (1) 公図(※1)及び位置図
  - (2) 誓約書
  - (3) 計画図(平面図、配置図)【農業用施設設置の場合】
  - (4) 工事着手前の現況写真
  - (5) (1)～(4)のほか、特に必要と認める書類

※1 公図は、一関法務局証明サービスセンター(一関市役所庁舎内)・資産税課・各支所市民福祉課で交付を受けてください。

## 届出後から完了報告までの流れ



## 工事施工に当たって、次の事項を**遵守**しなければなりません

- (1) 農地現状変更届出済標を工事区域の見やすい場所に掲示すること
- (2) 届出目的以外の土地利用を行ってはならない
- (3) 周囲の土地及び道水路等に影響を及ぼさないこと
- (4) 盛土する場合、土質が農耕に適しているものであること
- (5) 盛土には、産業廃棄物等を混入しないこと
- (6) 災害の発生を未然に防止し、万一発生した場合は、自己の責任において善処すること
- (7) 農地の現状変更に伴い耕作を中断する期間は、おおむね6箇月とする  
ただし、6箇月を超える場合は、農地現状変更着工(完了)日変更申出書を提出すること
- (8) 現状変更届出を取下げする場合は、農地現状変更届出取下げ申出書を提出すること

## 工事施工内容によっては、他課等への届出も必要となります

◆ 農政推進課・各支所産業建設課：水田台帳・戸別所得補償等

※1 場合によっては、地元の下記団体にも相談してください。

◇ 土地改良区、水利組合

◇ 地元営農組合

※2 田から畑に現状変更する場合には、地目変更の関係から資産税課に通知します。

### 届出書の提出及びお問い合わせは、下記にお願いします

農業委員会事務局 TEL 43-3606

花泉支所産業建設課 82-2908

大東支所産業建設課 72-4081

千厩支所産業建設課 53-3962

東山支所産業建設課 TEL 47-4523

室根支所産業建設課 64-3807

藤沢支所産業建設課 63-5317

